

## 令和8年度福岡県家畜商講習会開催要領

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定による令和8年度家畜商講習会を下記のとおり開催する。

### 記

#### 1 講習の目的

家畜の取引の業務に必要な知識の習得を図る

#### 2 講習の対象者

家畜の取引業務を行うため家畜商免許を必要とする者

#### 3 開催日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年10月1日（木）、10月2日（金）（2日間）  
両日とも午前9時から午後5時まで
- (2) 場 所 オンライン（Microsoft Teams）

#### 4 講習科目

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	4
家畜の品種及び特徴	4
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6

#### 5 受講手続

##### (1) 提出書類

ア 家畜商講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）

必要事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きのもの）を所定の位置に貼付すること。

イ 獣医師又は家畜人工授精師の免許所持者は、当該免許証の写し

##### (2) 提出先

福岡県農林水産部畜産課中小家畜係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

chikusan@pref.fukuoka.lg.jp

なお、福岡県簡易申請システムでの提出も可能とする。

##### (3) 提出期限

令和8年8月28日（金）

##### (4) 受講者の決定

県で所要の審査を行い、9月上旬頃に受講決定通知を送付する。

##### (5) 受講手数料

3,100円

受講決定の通知を受けた希望者は、3,100円分の福岡県領収証紙またはキャッシュレス決済により受講手数料を納付すること。

##### (6) 講習会 URL のメール送信

受講手数料の納付のあった受講者に対し、講習会 URL をメールにて送付する。

## 6 講習の特例措置

獣医師法（昭和 24 年法律 186 号）第 3 条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 16 条第 1 項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令（昭和 28 年政令第 252 号）第 1 条の 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。なお、講習の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを家畜商講習会受講申込書に添付し、提出すること。

## 7 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には修了証明書を交付する。

## 8 オンライン受講に係る留意事項

- (1) 本人確認のため、カメラ、マイクを接続し、受講中はカメラを常にオンの状態で参加すること。
- (2) 講義で使用するテキスト「家畜取引の知識」（3,960 円）は、受講決定通知に同封する購入案内を確認の上事前に購入すること。
- (3) 講習会テキスト及び本人の受講状況がカメラで確認できない場合、講習課程の全てを修了していないものとする。

## 9 その他

- (1) 納付された受講手数料の返還は辞退、欠席する場合であっても行わない。
- (2) 受講手続その他の手続についての問合せは、農林水産部畜産課又は福岡県の農林事務所に対して行うこと。